

2021年11月2日

吸収分割に関する事後開示事項

東京都多摩市鶴牧三丁目17番18号4
株式会社東京SIM外語研究所
代表取締役 上野 巨志

東京都港区東新橋一丁目5番2号
ソースネクスト株式会社
代表取締役社長 兼 COO 小嶋 智彰

株式会社東京SIM外語研究所(以下「吸収分割会社」といいます。)及びソースネクスト株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2021年9月29日付けで締結した吸収分割契約書(以下「本件吸収分割契約」といいます。)に基づき、2021年11月2日を効力発生日として、吸収分割会社が運営する外国語の教育の事業(以下、「本事業」といいます。)を簡易吸収分割の方式により吸収分割承継会社に承継しました(以下「本会社分割」といいます。)

本件吸収分割に関する会社法791条1項1号、801条3項2号並びに会社法施行規則189条及び201条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年11月2日

2. 吸収分割会社における会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法785条、787条及び789条の規定による手続の経過

(1) 会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過について

該当事項はありません。

(2) 会社法785条の規定による手続の経過について

吸収分割会社が発行する全株式を吸収分割会社代表者代表取締役上野氏が保有しているため、本件吸収分割に関し会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買い取り請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法787条の規定による手続の経過について

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過について

吸収分割会社は、会社法 789 条 2 項及び 3 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月 30 日付で官報による公告を行い、かつ、知っている債権者に対して各別に催告しましたが、申述期限までに会社法 789 条 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社におけるにおける会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過及び会社法 797 条及び 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過について

該当事項はありません。

(2) 会社法 797 条の規定による手続の経過について

吸収分割承継会社は、会社法 796 条 2 項本文に規定する場合に該当しており、よってその株主は、同法 797 条 1 項の規定に基づき株式の買取請求を行うことはできません。

(3) 会社法 799 条の規定による手続の経過について

吸収分割承継会社は、会社法 799 条 2 項及び 3 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月 30 日付で官報及び同日付の電子公告により公告を行いました。申述期限までに会社法 799 条 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割会社は、2021 年 11 月 2 日をもって、吸収分割承継会社から吸収分割会社の英語教育事業に関する特許権（特許番号：特許第 6231510 号、出願日：平成 27 年 2 月 16 日、登録日：平成 29 年 10 月 27 日、発明の名称：外国語学習システム）を承継いたしました。

なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額（暫定額）は、次のとおりです。

承継資産額（概算） 0 百万円

承継負債額（概算） 0 百万円

（注）今回の承継対象資産は知的財産権です。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

令和 3 年 12 月 10 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上